

# 小山田苑「短期入所」重要事項説明書

2024年4月1日

本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. サービスを提供する事業所	
名称／所在地	社会福祉法人青山里会 / 三重県四日市市山田町 5500-1
TEL／FAX	059-328-2177 / 059-328-2905
代表者氏名／設立	理事長 近藤 辰比古 / 昭和49年6月1日

2. ご利用施設	
施設の名称	小山田苑 短期入所
施設の所在地	〒512-1111 三重県四日市市山田町 5500-3
TEL／FAX	059-328-2151 / 059-328-2905 (FAX)
開設年月日	平成23年4月1日
施設の運営方針	最も援助を必要とする最後の1人の尊重とノーマライゼーション理念のもと、障害をもつ人の自立を支援します。
管理者	施設長 三瀬 正幸 / 副施設長 下西 正人
サービス管理責任者	畑中 由美 / 下西 正人
事業所番号	2410200287 / 平成23年.4.1 指定
定員／主な対象者	3名(※) / 身体障害者

3. 居室の概要			
個室	5室	9.59㎡～16.23㎡	各部屋に特殊寝台・整理ダンス・ナースコール・コンセントあり
4人部屋	18室	33.85㎡～35.28㎡	

当施設では、居室以外に次の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは厚生労働省が定める基準により「生活介護」ならびに「施設入所支援」のサービス提供において設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、利用者にご負担いただく費用はありません。

4. 居室以外の設備概要（設置義務）	
食堂	4室（3F、4F、5F、6Fに各1室）
医務室	1室（3F）
静養室	1室（3F 医務室隣り）
浴室	3室（一般浴室は2Fに1室、特殊浴室は2F、3F、4F、5Fに各1室）
洗面所	3室（3F、4F、5Fに各1室）
トイレ	5室（2F、3F、4F、5F、6F）車椅子可能
作業室	1室（6Fに社会適応訓練室「パソコン体験」）
相談室	1室（6F）
機能訓練・集会室	1室（2F）

- 当施設において居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたっては、お互い利用者のご迷惑にならないような配慮をお願いいたします。

5. その他の設備・サービスと利用上の注意事項	
公衆電話	携帯電話の利用について制限はありません。 公衆電話は施設内に1カ所（4F エレベーター前）設置してあります。
洗濯	施設のリネンサービスで行います。ご希望により2カ所（4F・5Fの洗面所）設置の洗濯機をお使いいただけます。（洗剤は各自でご用意下さい。）
郵便	青山里会総合案内の窓口を経由して自由に出したり受け取ったりすることができます。
ペット	持ち込み及び飼育はできません。
宗教政治活動	思想、信教は自由ですが、職員や他の利用者に対する宗教活動・政治活動はご遠慮ください。
飲酒喫煙	全館及び敷地内は喫煙禁止です。施設敷地外の所定の灰皿設置の場所をご利用ください。施設行事等、施設が許可した場合を除き、居室、デイルーム、廊下等での飲酒は禁止です。6F 喫茶コーナーをご利用下さい。又、指定場所以外での火器使用しないで下さい。
面会時間	原則 8:15～20:30（感染症対策等ご利用者の安全確保等の理由にて制限する場合があります）
外出	敷地外に外出する場合は事前に所定の届け出をしてください。 施設が利用者の生命・身体の安全確保のために制限が必要と判断した場合を除き、制限はされません。尚、制限を行う場合は緊急の場合を除き、事前に利用者並びにご家族と協議のうえ決定します。
飲食物の持ち込み	保管スペースやご利用者の健康管理上、又は食中毒予防の観点から持ち込みを制限する場合があります。
物品の持ち込み	スペースや安全面・衛生面・電気容量などから制限がございます。 <u>必ず事前に施設の許可</u> を必要とします。

下記に限らず、防災上の観点及び日常的な範囲を超える頻度の支援や複雑な操作代行等の支援をスタッフに求める場合は許可できない場合があります。又、同様の理由で撤去を求められることがあります。

6. 持ち込みに制限を設ける備品と条件・基準について	
家電製品類	テレビ・パソコン・CDラジカセ・オーディオ類は、必ず事前の相談をしてください。また、音の発生する機器については、ヘッドフォン等を使用する等、同室者の迷惑にならないようにしてください。
家具類	基本的には備え付けの整理ダンスをご使用していただきます。その他の整理ダンスを持ち込む場合は事前にご相談ください。
車椅子等の福祉機器	日常的に使用する車椅子等の福祉用具以外の保管はできません。

- ・ 不要となった個人所有の備品については各人の責任・ご負担において処分して頂きます。

### 7. 主な職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定障害者福祉サービス（施設入所支援・生活介護・短期入所）を提供する職員として指定基準（※1）を遵守した下記の職種の職員を配置しています。

職種	常勤換算	常勤		非常勤		勤務体制
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者（施設長）	1	1				正規の勤務時間帯（8:30～17:00）常勤で勤務
サービス管理責任者	2	2				正規の勤務時間帯（8:15～17:15）常勤で勤務
看護師	3.3	3		1		日勤（8:15～17:15）※宿直（13:30～翌9:30）
生活支援員	47.6	31		22	1	早番（7:30～16:30）日勤（8:15～17:15） 遅番（9:30～18:30）夜勤（17:00～翌9:00）
理学・作業療法士	1	1				正規の勤務時間帯（8:30～17:00）常勤で勤務

# 小山田苑「短期入所」重要事項説明書

2024年4月1日

管理栄養士	1	1			正規の勤務時間帯（8：30～17：00）常勤で勤務
医師	0.1			5	内科（毎週木・金曜）神経内科（第1・第3の月曜） 精神科（第1・第3水曜、最終週の金曜）
調理員	5.1	3		5	9:00～17:30 9:30～18:00 9:30～18:30 10:30～19:00
事務員	3	2		3	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）常勤で勤務
作業員・運転手	1.6			3	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）常勤で勤務
その他	1	1			
合計	66.7	45		34	6

- ・ 常勤換算数とは職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間で除した数です。
- ・ 勤務は1カ月単位の変形労働時間制です。
- ・ 看護師の宿直は、小山田福祉施設群（小山田特別養護老人ホーム、第二小山田特別養護老人ホーム、第二小山田軽費老人ホーム、障害者支援施設小山田苑等）で勤務する看護師が、夜間の急な医療的対応を行うために、施設群全体で1名配置し対応を行うもので、国が示す人員配置基準に上乗せして行うサービスであり、当該サービスについては常時継続して対応できない場合があります。

## ※1 指定基準

対象となる職種（看護職員 + 理学・作業療法士 + 生活支援員）

利用者の平均障害支援区分（前年度）	前年度の延利用者数：対象となる職種の常勤換算数
平均障害程度区分4未満	6:1
平均障害程度区分4以上5未満	5:1
平均障害程度区分5以上	3:1

## 8. 当施設が提供するサービスと利用料金（契約書第4条、第7条参照）

### （1）当施設が提供するサービス

すべてのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者に同意をいただくものです。

尚、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

### ① 日常生活の支援

サービス項目	サービス内容
食事の提供	利用者の心身の状況・嗜好を考慮し、年齢と障害の特性に応じた栄養及び内容の食事を提供します。（朝食7：30～、昼食12：00～、夕食17：00～） 食事提供にあたっては、管理栄養士が利用者の身体状況に合った献立を作成・提供させていただき、適切な食事の介助を行います。
入浴の提供	入浴は毎週2回行います。利用者の身体の状況と希望を伺った上、出来る限り自立して清潔保持が可能となるよう目指し、入浴が困難な場合や本人の希望時には清拭を行うなど適切な方法で実施します。
排泄の支援	利用者の心身の能力を最大限活用し、排泄の自立に向けた支援を実施します。
離床の支援	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
整容等の支援	個人としての尊厳に配慮し、適切な着脱衣・整容が行われるよう援助します。

	シーツ交換は週1回以上行います。
機能訓練	地域において自立した社会生活を送るための機能維持等を目指した指導及び訓練を実施します。
余暇活動	必要な教養娯楽設備を整えるほか、適宜心身の活性化を図るレクリエーション行事を企画します。
相談支援	利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り援助を行うように努めます。また、相談担当者が相談相手として不適切な場合は、他の生活支援員等を指名することができます。

② 医療及び健康管理

服薬	利用者の状況に応じた適切な医療と健康管理が図られるよう、看護師は服薬について適切な助言・指導及び必要な支援を実施します。										
健康管理	看護師が毎日健康状態のチェックを行い、必要に応じて医師と連携を図り、健康管理に努めます。										
医療	<p>緊急時の小山田記念温泉病院受診・入院の他、受診の結果（或いは入院中の医師の診断により）、他の医療機関への受診（入院）が必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎ、適切な治療が受けられるよう援助します。</p> <p>◎協力医療機関</p> <table border="1"> <tr> <td>協力医療機関名</td> <td>小山田記念温泉病院</td> </tr> <tr> <td>院長</td> <td>村嶋 正幸</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>三重県四日市市山田町 5538 - 1</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>059-328-1260</td> </tr> <tr> <td>診療科</td> <td>内科、神経内科、循環器科、血管外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、歯科、消化器内科、物忘れ外来、リハビリテーション科</td> </tr> </table>	協力医療機関名	小山田記念温泉病院	院長	村嶋 正幸	所在地	三重県四日市市山田町 5538 - 1	電話	059-328-1260	診療科	内科、神経内科、循環器科、血管外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、歯科、消化器内科、物忘れ外来、リハビリテーション科
協力医療機関名	小山田記念温泉病院										
院長	村嶋 正幸										
所在地	三重県四日市市山田町 5538 - 1										
電話	059-328-1260										
診療科	内科、神経内科、循環器科、血管外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、歯科、消化器内科、物忘れ外来、リハビリテーション科										

③ 送迎サービスについて

利用者及びその家族が希望し、施設が必要と認めた場合、自宅と当施設間の送迎サービスを実施します。

送迎サービス提供範囲については、施設から半径 12 km または片道 30 分程度までを可能な条件の目安とします。送迎時間については都合（曜日や車両の確保状況等）により、ご希望に添えない場合もございます。

(2) 利用料金について

次に表示のサービスについては、食事・光熱費を除き、サービス利用料金全体の9割が介護給付費等の給付対象になります。施設が介護給付費等の給付を直接市町村から受け取る（代理受領）場合、利用者にはサービス利用者料金全体の1割（定率負担）の額をお支払いいただきます。

なお、代理受領を行わない場合（償還払いも含む）については一旦全額を施設にお支払いいただきます。

# 小山田苑「短期入所」重要事項説明書

2024年4月1日

## 【福祉型短期入所サービス単価（Ⅰ）】

利用者の障害支援区分	区分 1.2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
サービス単価（基本）	529 円	606 円	673 円	825 円	959 円
専門的な支援に係る加算単位等※1	187 円	187 円	187 円	187 円	187 円
サービス単価合計	716 円	793 円	861 円	1012 円	1147 円
食費	朝 400 円 昼 510 円 夕 510 円 食事回数分をご負担いただきます。				
光熱水費	1 日 405 円				
自己負担合計	本人負担額+食費+光熱費				

※1 栄養士配置加算Ⅰ、常勤看護職員等配置加算（九）、食事提供加算、短期地域生活支援拠点等加算の合計

※2 サービス費、加算は地域区分の見直しにより、全てサービス単位（1 単位 10.4 円）で表示してあります。

## 【福祉型短期入所サービス単価（Ⅱ）】

生活介護等を利用した日において指定短期入所事業を行った場合に算定します。

利用者の障害支援区分	区分 1.2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
サービス単価（基本）	179 円	249 円	330 円	548 円	626 円
専門的な支援に係る加算単位等※1	187 円	187 円	187 円	187 円	187 円
サービス単価合計	366 円	436 円	517 円	735 円	813 円
食費	朝 400 円 昼 510 円 夕 510 円 食事回数分をご負担いただきます。				
光熱水費	1 日 405 円				
自己負担合計	本人負担額+食費+光熱費				

※1 短期入所利用加算、栄養士配置加算Ⅰ、常勤看護職員等配置加算（九）、食事提供加算の合計

※2 サービス費、加算は地域区分の見直しにより、全てサービス単位（1 単位 10.4 円）で表示してあります。

## 【福祉型強化短期入所サービス単価（Ⅰ）】

医療的ケアが必要な利用者が利用し、看護職員を常勤で 1 以上配置した日に利用があった場合に算定します。

利用者の障害支援区分	区分 1.2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
サービス単価（基本）	781 円	856 円	924 円	1067 円	1210 円
専門的な支援に係る加算単位等※1	187 円	187 円	187 円	187 円	187 円
サービス単価合計	968 円	1043 円	1111 円	1254 円	1397 円
食費	朝 400 円 昼 510 円 夕 510 円 食事回数分をご負担いただきます。				
光熱水費	1 日 405 円				
自己負担合計	本人負担額+食費+光熱費				

※1 短期入所利用加算、栄養士配置加算Ⅰ、常勤看護職員等配置加算（九）、食事提供加算の合計

※2 サービス費、加算は地域区分の見直しにより、全てサービス単位（1 単位 10.4 円）で表示してあります。

## 【福祉型強化短期入所サービス単価（Ⅱ）】

医療的ケアが必要な利用者が利用し、看護職員を常勤で 1 以上配置した日に利用があった場合に算定し、生活介護等を利用した日において指定短期入所事業を行った場合に算定します。

# 小山田苑「短期入所」重要事項説明書

2024年4月1日

利用者の障害支援区分	区分 1.2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
サービス単価（基本）	429円	502円	581円	800円	877円
専門的な支援に係る加算単位等※1	187円	187円	187円	187円	187円
サービス単価合計	616円	689円	768円	987円	1064円
食費	朝 400円 昼 510円 夕 510円 食事回数分をご負担いただきます。				
光熱水費	1日 405円				
自己負担合計	本人負担額+食費+光熱費				

※1 短期入所利用加算、栄養士配置加算Ⅰ、常勤看護職員等配置加算（九）、食事提供加算の合計

※2 サービス費、加算は地域区分の見直しにより、全てサービス単位（1単位 10.4円）で表示してあります。

## 【福祉型強化特定短期入所サービス単価（Ⅰ）】

福祉型強化短期入所サービスにおいて、医療的ケアが必要な利用者の入浴等の支援を行った場合に算定します。

利用者の障害支援区分	区分 1.2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
サービス単価（基本）	743円	815円	879円	1016円	1151円
専門的な支援に係る加算単位等※1	187円	187円	187円	187円	187円
サービス単価合計	930円	1002円	1066円	1203円	1338円
食費	朝 400円 昼 510円 夕 510円 食事回数分をご負担いただきます。				
光熱水費	1日 405円				
自己負担合計	本人負担額+食費+光熱費				

※1 短期入所利用加算、栄養士配置加算Ⅰ、常勤看護職員等配置加算（九）、食事提供加算の合計

※2 サービス費、加算は地域区分の見直しにより、全てサービス単位（1単位 10.4円）で表示してあります。

## 【短期入所】

加算	単価	内容
栄養士配置加算Ⅰ	22/日	常勤の管理栄養士・栄養士を配置し利用者に対して適切な食事を提供している場合に算定
常勤看護職員等配置加算（一）	10/日	利用定員数に応じて、看護職員を一定数以上配置している場合に算定
食事提供体制加算	48/日	低所得者等に対し、食事提供の体制を整え、食事を提供した場合に算定

下記に該当する場合にはそれぞれ報酬に加算されます。

加算	単価	内容
重度障害支援加算	50/日	重度障害者等包括支援対象者
緊急短期入所受入加算	270/日	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により短期入所を緊急に行った場合に算定
短期利用可算	30/日	利用開始から30日以内の期間につき算定
利用者負担上限額管理加算	150/日	他事業所を利用し、サービス費に対する定額負担がある利用者に対し、負担合計額の管理を行う
食事提供体制加算	48/日	対象者は以下の区分 ・生活保護 ・低所得 1.2 ・市町村民税所得割 16万未満

送迎加算	186/片道	送迎を利用する場合に加算する
医療的ケア対応支援加算	120/日	看護職員を必要とされる数以上配置したうえで医療的ケアが必要な方が利用した場合に算定する。
重度障害者対応支援加算	30/日	支援区分5若しくは6の利用者数が100分の50を乗じて得た数以上の場合に算定する。
短期地域生活支援拠点等加算	100/回	生活支援拠点に登録のある事業所を利用する場合に加算する
介護職員等ベースアップ加算	所定単位× 28/1000	所定単位とは基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計 (R6.5.31まで)
福祉・介護職員処遇改善加算 I	所定単位× 86/1000	所定単位とは基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計 (R6.5.31まで)
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 I	所定単位× 21/1000	所定単位とは基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計 (R6.5.31まで)
福祉・介護職員等処遇改善加算 I	所定単位× 159/1000	所定単位とは基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計 (R6.6.1～)

〈利用者の負担減免について〉

1ヶ月あたりのサービス利用料にかかる「定率負担」(食費・光熱費を除いたサービス費)については、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおり4区分の月額負担上限額が設定され、利用されたサービス料にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

ただし、上記収入額から、利用者本人の工賃等による就労収入については、28.8万円/年を控除する場合があります。

尚、所得を判断する際の範囲は障害のある方とその配偶者です。(18歳以上の障害者)

【利用者負担に関する月額上限】

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村税非課税世帯	0円
一般	市町村税課税世帯(所得割16万未満)	9,300円
一般	市町村税課税世帯	37,200円

- ・ 世帯の所得状況に応じて、食費・光熱費の実費部分の補足給付があります。(特定障害者特別給付費)
- ・ 特定障害者特別給付、月額負担上限額につきましては、市町村から発行される障害者サービス受給者証に記載されておりますので、詳しくは担当職員(ソーシャルワーカーまたはサービス管理責任者)にお尋ねください。

(3) 障害福祉サービス費の対象外サービス

下記のサービスについては、障害福祉サービス費の対象にならないため、所定の料金をお支払い頂きます。

① 日常生活費

朝食 400 円/食 昼食 510 円/食 夕食 510 円/食	合計 1825 円/日
光熱水費 405 円/日	

〈食事キャンセルについて〉

ご利用予定の食事をキャンセルされる場合は、利用日の初日の前日までにお伝えください。その場合は、申し出いただいた食事キャンセル分については食費を頂きません。ご利用当日のキャンセルにつきましては、通常の食事を頂きますのでご了承ください。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記の(1)、(2)、(3)の料金・費用は、1カ月ごとに計算し、翌月20日までに請求しますので、27日までに次項のいずれかの方法でお支払いください。(ただし、27日が土曜・日曜・祝祭日にあたる場合は、その翌日とします。)

(支払方法)

- ・ 原則、百五銀行からの自動引落としにてお支払い下さい。
- ・ その他の方法は下記の通りとなります。
  1. 指定口座への振込み 百五銀行 四日市西支店 普通 口座番号 169906
  2. 青山里会窓口での現金支払い

10. 利用者の記録や情報管理・開示について（契約書第14条参照）

当施設では関連法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。事前にお申出ください。

尚、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。

〈当事業所における記録の項目〉

1. 個別支援計画
2. サービス提供の具体的な内容
3. 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省で義務付けられた市町村への通知事項
4. やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
5. 利用者からの苦情の内容と対応
6. 事故の状況及び事故に際しての対応

- ・ 保存期間はサービス提供完了日から5年間です。
- ・ 閲覧・複写が出来る窓口業務時間は、午前8:30～午後5:00です。
- ・ 個人情報保護法に基づく等事業所の個人情報保護方針については、別紙をご覧ください。

## 11. 身元保証人について（契約書第7条、12条、16条参照）

身元保証人は契約書に定める、利用者の故意、過失により施設備品の補修が必要となった場合や施設からの契約解除理由に該当する事態が発生した場合など、利用者の施設に対する一切の債務につき、利用者と連帯して履行の責任を負う他、利用者の医療機関への入院の手続き、契約解除または終了後の利用者の受け入れ先の確保、利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理等について責任を負うものとします。

## 12. 苦情の受付について（契約書第15条参照）

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。直接窓口にお越し頂くことが困難な場合は、文書等でも結構です。（意見箱を1F 玄関と2F デイルームに設置しております）

### （1）青山里会サービス相談窓口

担 当：大和 俊介（ソーシャルワーカー）

受付時間：午前 8:30～午後 5:00

電 話：059-328-2151

※お越し頂く前に必ずご一報下さい

### （2）第三者委員：田中紘美（青山里会評議員）・藤井由紀子（青山里会評議員）

### （3）行政機関・その他苦情受付機関

#### ① 三重県社会福祉協議会サービス運営適正化委員会

〒514-8522 三重県津市桜橋2丁目131番地 電話 059-224-8111

#### ② ( ) 市役所・町村役場 ( ) 課

〒 -

電話 - -

# 小山田苑「短期入所」重要事項説明書

2024年4月1日

令和 年 月 日

説明者：障害者支援施設 小山田苑

生活支援員 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は本書面に基づいて事業者から上記の説明を受け内容を承諾しました。

令和 年 月 日

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

署名代行者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(代行理由 \_\_\_\_\_ )

私は本書面に基づいて事業者から上記の説明を受け利用者の身元保証人としての責任につき理解しました。

令和 年 月 日

身元保証人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 続柄 ( \_\_\_\_\_ )